

(別紙 1)

名護市新設廃棄物処理施設運転管理等業務委託の技術管理者及び有資格は、以下のとおりとする。なお、有資格者の配置は、複数の資格を有する者を配置してもよいものとする。

1 配置が必要な技術管理者及び有資格者

- (1) ごみ処理施設技術管理士
- (2) 破砕・リサイクル施設技術管理士
- (3) 電気工事士
- (4) 2級ボイラー技士
- (5) 第一種衛生管理者
- (6) 危険物取扱者（甲種又は乙4類）
- (7) クレーン運転特別教育修了者
- (8) 車両系建設機械運転技能講習修了者
- (9) 車両系建設機械（解体用）技能講習修了者
- (10) フォークリフト運転技能講習修了者
- (11) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者
- (12) ダイオキシン類作業従事者特別教育修了者
- (13) 有機溶剤作業主任者技能講習修了者
- (14) 低圧電気取扱者特別教育修了者
- (15) 足場の組立て等特別教育修了者
- (16) 巻上げ機運転特別教育修了者
- (17) 玉掛技能講習修了者
- (18) アーク溶接特別教育修了者
- (19) ガス溶接技能講習修了者
- (20) 自由研削といしの取替・試運転の業務に係る特別講習修了者
- (21) 丸のこ等取扱い作業従事者特別教育修了者
- (22) 刈払機取扱従事者特別教育修了者
- (23) 伐木等の業務の特別教育修了者
- (24) 安全衛生推進者
- (25) 甲種防火管理者
- (26) 普通救命講習
- (27) その他、関係法令で定められている資格者及び技能講習修了者等